

事業継続力強化支援計画の概要

| | |
|------|---|
| 実施者名 | 屋久島町商工会（法人番号 4340005004454） 屋久島町（地方公共団体コード 465054） |
| 実施期間 | 令和6年4月1日から令和9年3月31日 |
| 目 標 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性周知。 ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、屋久島町商工会（以下「当会」という。）と屋久島町（以下「当町」という。）との間における被害情報報告ルートの構築。 ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築。 ・災害リスクに応じた共済、保険制度について連携機関と相談会を実施 |
| 事業内容 | <p>< 1. 事前の対策 ></p> <p>1) 商工業者に対する災害リスクの周知 事業所に対し自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP）や対策について説明及びセミナー開催により支援を行う。</p> <p>2) フォローアップ及び事業の評価 小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認を行う。 毎年度、屋久島町事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認や改善点等について協議し、事業の実施状況及び評価検証を行う。</p> <p>< 2. 発災後の対策 ></p> <p>発災後2時間以内に職員の安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等を当会と当町で共有し、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。</p> <p>< 3. 発災時における指示系統 ></p> <p>自然災害発生時に地区の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。</p> <p>< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 ></p> <p>相談窓口の開設方法について、屋久島町に相談する。 （当会は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）</p> <p>< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 ></p> <p>鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。</p> |
| 連絡先 | 屋久島町商工会宮之浦本所 〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 288-1 電話 0997-42-0159 FAX 0997-42-0605 メール yakushima-s@kashoren.or.jp 屋久島町 産業振興課 〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20 電話 0997-43-5900 FAX 0997-43-5905 メール nourin@town.yakushima.kagoshima.jp |